

平成27年度鳥取県素形材産業高度化総合支援事業費補助金審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県素形材産業高度化総合支援事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき定めた事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、鳥取県素形材産業高度化総合支援事業費補助金の補助事業計画の審査に関する事項とする。

(組織)

第3条 審査会を構成する委員の人数は、別途定める。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、別途定める。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 審査会の会議は、商工労働部商工政策課長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、商工労働部商工政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、商工労働部商工政策課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

(この規則の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。